

原発輸出を行わないことを求める意見書

12月2日、衆院外務委員会で、ヨルダン、ロシア、韓国、ベトナム4カ国との原子力協定が可決されましたが、採決にかけないよう求める意見が出たため、その後の本会議では採決が見送られ、6日に先送りするという異例の事態となりました。4協定は日本企業が積極的に原子力ビジネスを展開するための法的枠組みを整備するためのものです。

原発はひとたび重大事故が発生すれば抑える手段すら存在せず、被害がどこまでも拡大する、他の事故には見られない異質の危険を抱えており、いまだ技術的に未完成です。

この度の福島第1原子力発電所事故に関し、事故調査委員会の報告書はさておらず、国会の調査委員会はこれから聞くという状況で、首相自身も、原因究明はこれからで検証も終わっていないと認めています。

避難者15万人を出した過酷事故を起こしながら反省もなく、事故の収束も原因究明も進まないまま、国内では新規建設が困難であるようなものを海外に建設することは、国としての倫理観を問われ、国際的信頼を著しく損ねるものです。

世論調査では国民の65%が原発輸出に反対しています。民意を尊重し、原発輸出を行わないことを強く求めます。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣
経済産業大臣